

書評 長島淳子 『幕藩制社会のジェンダー構造』

著者	中野 節子
雑誌名	ジェンダー史学 / Gender history
巻	31
ページ	95-98
発行年	2007-01-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/10671



長島淳子『幕藩制社会のジェンダー構造』

中野 節子

ジェンダー史学 第3号 (2007) 抜刷



長島淳子『幕藩制社会のジェンダー構造』

校倉書房 2006年3月 A5版 424頁 10000円+税

中野 節子

本書の構成

はしがき

序章 女性史研究の意義と展開

第一章 近世の農業労働における女性の位置と役割

第二章 農村女性労働の質的变化の諸相
——早乙女労働に着目して——

第三章 農民生活史における女性
——加賀『農業図絵』の世界——

第四章 近世後期における女性の行動の「自由」と家事労働

第五章 「強姦」訴訟の歴史的位置
——意識・行動・環境——

第六章 百姓一揆における女性参加の意義

終章 幕藩制下における女性の歴史的位置
——農村女性を中心に——

あとがき

序章と終章を除けば、丁寧な実証を伴って難解な部分はない。特に早乙女労働については、農業の経営体が中世大経営から小農へと移ると共に、大きくその歴史的姿を変えていくことが分かって読み応えがあった。第一章から六章までについて簡単にふれ、多少のコメントを付していきたい。

第一章では、近世農村女性がどのような労働に従事していたのかを農書などの史料に即して明らかにし、田植えに関わる女性労働の分析を通じて、農村女性の社会的地位を中世以来の信仰的要素との連繋のなかで解明している。一般に女性は手先の器用さ柔軟性を求める労働や持続的な単純作業に、男性は筋肉労働や危険を伴

う作業に従事する傾向を見ているが、小農経営においては性別役割分業の傾向は強固ではなく、稼働可能な者が状況に応じて農作業に従事する体制を取っていたとする。また、中世から近世初頭において女性固有の労働であった田植え（早乙女労働）を取り上げ、農民的信仰との未分離な関係が、小農経営の広範な成立を契機として経験科学的な認識の浸透、男性の女性労働部分への進出も伴い、次第に乖離していく状況を検証している。ただし、田植え作業は女性労働とする両者の関係は、例えば賃稼ぎの「手間早乙女」のような形で幕末まで存続したとする。

第二章ではまず、近世初頭からの木綿栽培の急速な普及によって、女性の紡織作業に関わる時間を大幅に軽減させ、農作業への進出を可能にしたとする。近世を通じた田植え作業を検討して、男性の指揮下であれ女性の早乙女技術の尊重が続き、中・後期の日銭を稼ぐ労働集団「手間早乙女」の実像に迫っている。早乙女労働の商品的価値は高かったが、一般的に女性労働の給金が低く抑えられていたのは、男性主体の筋肉労働に価値を置く近世農業の歴史段階と、家事労働の非市場的労働という位置付けによるとする。また、日稼ぎを含め女性奉公人は、男性奉公人上位の構造や女性不浄観などのジェンダー規制をもつ環境におかれていたとする。また、下層女性にとって「男仕事」は既に18世紀前後には至極当然のことで、小農家族においては男女差を感じることは少なく、日雇いなどで多様な労働機会の経験をするのはその人格形成に深く影響があったとする。それに比して上

層農の女性は、賃稼ぎの労働経験を持たぬことで、家長に対し依存的で保守的傾向を持つと推測している。近世女性の農業労働質の変化を考慮して三期に分けている。第一期は織豊政権から17世紀前期頃で、中世以来の呪術的要素を継承した農業の段階、第二期は17世紀末から18世紀初頭で、夫婦を中核とした家族が「家」維持のための合理的な農業の志向を強める段階、第三期は19世紀前期を画期として幕末まで、天保飢饉を契機に、男性労働力の都市流動を補完する雇用女性労働の出現を見る時期としている。

第一・二章で追求された早乙女労働について、女性労働として積極的に評価できる一方、「女性適性観」からくる女性の能力を一定の範囲に押し止めるというマイナスの面を指摘している。その認識も貴重であるが、今後一層の早乙女労働の究明と女性の農村共同体内での位置との関わりを、中世から近世初頭も含めて考察して欲しい。これとは別に、著者の小農経営において農作業での「性別役割分業の傾向は強固なものではなく」という考察は同意しうるものであるが、そこから「夫婦（男女）が対等に近い関係であったと推測」するのは短絡的ではないか。「小農女性は貴重な労働力であり、生産の主体者であった事実」と述べるが、論考からは“必要な労働力であり、生産の参加者であったこと”だけが明らかになっているに過ぎない。著者も言うように、小農の自立化を実現した移行期における女性の歴史的位罫については共通理解にいたっていないが、その点で著者の論考がその状況を打開するにはまだ及んでいないと思われる。

第三章では、18世紀初頭の『農業図絵』という加賀の「農政吏僚の特権農民」が自己の家を反映させた上層農家家族と、平均的な中層家族の労働の日々を描写した作品を紹介し、男女の労働を絵図から読み解き、当該期のジェンダーや階層性を見ようとしている。絵図を具体的に説明し、例えば農家の祝いの場面からは、階

層・主従関係に加えて、ハレの日の特別食作りやもてなしの役割分担から男性優位のジェンダーを抽出している。農作業にも家事労働にも男性優位のジェンダー構造があるにもかかわらず、家族が総出で農作業に打ち込む姿が「生き生きと」描かれていること、女性がハレの日の家事に「嬉々として」取り組んでいる描写について、近世的民衆観念は男女の序列を自明化させ女性たちは自分の不利益を明確に認知しなかったとする。近世後期には「家」から逸脱したり排除された女性たちに性差別への疑念が醸成されてくるとして、第五章への導入としている。

第四章は、武州生麦村の『関口日記』をもとに、近世中・後期における豪農関口家の女性たちのライフサイクルを分析する。女性の行動の「自由」を、女性の分担する家事労働との関係から捉えた時、「主婦権」の所持如何が問題になるとする。当主の死亡など家長権が息子に委譲された時や当主夫婦が隠居した際、姑から嫁に「主婦権」が委譲されて嫁の地位が上昇することになる。ただし、姑の地位の高さは引き続き保持される。嫁は主婦としての責任を持たされる代替として行動の「自由」は制約され、主婦の責任を委譲した姑は「自由」を確保できたとする。関口家の女性たちは行動の「自由」を確保した時、財力と行動力、健康によって旅の経験を積み人生に彩りを加えたという。関口家の例から、豪農の妻は経済力に裏打ちされて「自立」の可能性を有していたこと、その経済的「自立」には条件付きだが男尊女卑の観念が障害になっていないなどの特徴を見出している。ここでは、上層農の女性が家長に対して依存的であったとする著者の先の指摘とどう関わらせるのか疑問が残るところである。しかし、「近世女性の歴史的位罫の究明にはさまざまな階層・身分の女性の追求が必要」で「ここでは上層農の側からの手がかり」を与えたかったとする点を評価したい。差し当たっては、先行した長野ひろ子氏の研究（『日本近世ジェンダー

論』2003)、「豪農経営のジェンダー分業」や「家の主の母」の労働心性と関わらせて考えるのが有効かと思われた。

第五章では、武州の貧農の女性たよが強姪され、近世には稀な訴訟主体になった事例を取り上げている。たよは、犯されたとの悪い噂が立たないという名誉の回復と相手の謝罪および経済的弁償を、内済という形で勝ち取った。たよの持つ強さについては、彼女が貧農の家の出戻りと言う事情を持ち、蔑視と嘲弄に抵抗するところから生じたとする。加えて、レイプ自体を、男性が女性のセクシュアリティを支配している社会において容易に起こりうる性暴力、と一般化している。貧農女性が法的主体になった点は評価できる事例であり、著者も評価する関民子氏の研究（『江戸後期の女性たち』1980）を補強するものと言えよう。女性史的観点のみでなく、貧農家族の実態が究明されていて、興味深い論考である。

第六章は、武州の近世後期「糞負騒動」を取り上げ、女性を視野に入れた新たな一揆・騒動史の捉え方を提起する。一揆後の農民の裁判・処罰過程で、処罰の軽減などを願う「寺院嘆願書」が出されている。先行研究をひいて、一揆・騒動の様式は事をなした後の減刑嘆願行動を含んで完結すると理解し、「寺院嘆願書」文中に「老母亦者妻子共」の苦悩の様子が描かれ、「愚昧之もの共」の寺院への働きかけが見られるところから、一揆終結までの過程に「付けたりではない女性たちの主体的な行動様式」を見ることが出来るとしている。しかし、減刑嘆願行為は、村落共同体における寺院と一揆の検挙者以外の行動としては読み取れるが、筆者のような女性たちの行動評価に至るにはさらなる検討が必要かと思われる。

以上の論考は、第二章を除いて、1979年から2003年に掛けて発表されたもので、著書にすると当たって、大幅な加筆・修正が行われたとされる。近世における農村女性の歴史的位置を追求することが著書の趣旨であることは章の標題

からも明らかだが、その観点からの各章の位置付けを加えて欲しかった。まとめと言うべき終章でも、論考が上手く生かされているとは思えず、その点の工夫が望まれた。

序章では女性史の歴史を、著者の女性史学習の経緯を辿りつつ、普遍化に努めており、終章はジェンダー史における、特に近世家父長制についての論議を進める。以下では、著者の“階級支配と性支配”と“近世家父長制”について検討したい。

序章の筆頭で、著者の女性史に取り組む基本姿勢を、「性支配と階級支配という複雑に絡み合った社会構造に起因する人々の抑圧を解放する道を模索するために、過去の女性の歴史を追究」することにあるとする。これは著者の女性史研究がエンゲルスと水田珠枝の著作から決定的影響を受けている、と言う発言に重なる。単純化を恐れず言えば、著者の視線は、性差別に抗し階級支配に抗し、女性の「自立」に連なる女性たちを歴史的に検証することに向けられている、と言って良かろう。伝統的な女性史の一つのあり方である。ただし、既に自明のこととされてきたように、被支配階級の中に男女があり、その男女の中には固有の性支配があるということである。著者もそれに理解を示すが、その一方で、理解が観念的にとどまっているような著者の言葉も見えるのである。例えば、「日本女性史はジェンダー史を一つの方法論として吸収しながら、社会構成体の段階的变化を性差の枠組みを包括していかに理論化するのか、という課題に挑戦している」という。また、「性差別の強化が「家」の相続・継承への関与と不可分であり、経営規模の大きな上農層にその傾向が顕著であることはこれまでに指摘した」（嫡男出産の要求の強さ、妾囲いなど）、また「再言になるが、この夫婦間の不平等性は中・下層以下の農民にとっては希薄であり、観念的なものにとどまる」（実証の難しい問題ではあるが、実証はない）とする。後半は農民の階層による色分けであるが、著者が佐々木潤之介氏

の社会構成体の段階的変化に基本的に依拠していることはほぼ明らかであり、この農民内の二つの階層は階級対立をも含んだものである。性差別の強弱は支配・被支配の関係に準じるのである。著者においては社会構成体のあり方が性差別を規定している、と思われるのである。

一方、著者はジェンダー史の問題として、終章で家父長制を取り上げる。近世史の通説的理解に立てば、小農家族は家父長的奴隷主の否定から成立したので、ジェンダー研究で言う男性家長による性支配構造は持ち込め得ないが、フェミニズムによる家父長制の理解はジェンダー研究では不可欠の分析視覚であり、歴史学でも議論すべき論点である、とする。「近世史の通説的理解」自体に今日では議論がありそうだが、ジェンダー研究の理解では近世は家父長制であるとするのを、どのように考えるかという問題提起である。著者はまず近世の家父長制を認め、小農家族の成立と家父長制の関係を探る。

著者は大経営に比べた小経営での女性の地位は高いとするが、家族経営のあり方、村落社会の男性優位の構造などから、小農の女性でも家父長制的性差を受けたとする。その基礎には、17世紀後半の検地と宗門改めにより幕藩制国家が新たに採用した「家父長制的編成」があるとする。幕藩制国家が新たに再編した家父長制的社会システムやイデオロギー支配の追求が、当該期の性差別構造の解明への重要な手がかりになる、とする。

以上からも理解されるように、著者は近世の家父長制を主には階級支配の問題と考えているようだ。著者は、本来性差別が成立しない「夫婦かけむかい」の小農において、支配の打ち出す家父長制システムが家父長制を強いることになると考えている。著者は、佐々木氏が小家族

的家の家父長制的体質を否定し「民衆的家にその外部から導入された強制であり、民衆的家に貫徹することはなかった」との発言を批判するが、その批判は民衆的家にも貫徹したのだという差違である。

著者の近世小農の家父長制に関する以上のような考えは、当然のごとく長野ひろ子氏の前掲著書への批判を導く。著者は長野氏を批判して、小農の「家」の成立に関与できた女性が大多数であり、「そもそも名子・被官・下人層から自立した小農女性が、生家から婚資として土地配分に関与できる条件下にあったとは思われない」とするが、長野氏はそのこと自体を近世農村の家父長制の一つの要因とするのである。

著者は序章で、女性史の立場を評価し、女性学にもジェンダー学に対しても、それぞれの成果を取り入れつつ女性史は自己展開を遂げるとする。しかし、終章の家父長制についての考察には、女性学からの摂取は認められるが、ジェンダー学から何を摂取して女性史を自己展開させたかは明らかではないように思われる。一方で著者は、ジェンダー研究の視座や方法論を自己の研究に取り込む試行錯誤を行っているとも言っており、その意欲が著者独自の「近世農村社会のジェンダー構造」をさらに明らかにしていくものと期待している。

序章では、古代から近代に及ぶ女性史の成果を取り上げつつ女性史研究を整理しており、その意欲と努力に敬意を表したい。そして、その忌憚のない女性史研究の整理に身の引き締まる思いをしながらも、それに乗じて忌憚のない意見を言わせて頂いた。一方で、多くの年月を真摯な女性史研究に捧げた著者の実証的論考と終章も含めた手広い研究史は、特に若手の女性史研究者には読んで頂きたい。大いに裨益するところがある筈である。